

各所属長様

総務部長

令和3年度予算編成方針について（通知）

令和3年度の予算編成方針を次のように定めましたので、通知します。

1. 国の動向

内閣府の9月の月例経済報告によると「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とされ、先行きについては「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされている。

また、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において、当面の経済財政運営と令和3年度予算編成に向けた考え方として、「当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行い、あわせて、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速する。」としている。また、令和3年度予算については、概算要求期限を1か月遅らせるとともに、「感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、「令和3年度予算編成の基本方針」でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行う。」としており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

2. 本町の財政状況

本町の普通会計における令和元年度決算の歳入総額は、120億7,724万1千円であり、歳出総額は116億8,022万1千円となった。

また、実質単年度収支は7,075万円となり、平成24年度以来の黒字となったが、財政調整基金の令和元年度末の現在高は9億6,166万円で、県内他市町村と比較して依然として低い水準にある。地方債現在高は、平成19年度以降増加

傾向にあり、令和元年度末現在で約110億と過去最高水準になっており、その償還に係る公債費は大きな財政負担となっている。

主要な財政指標である経常収支比率は、87.6%と前年度から1.5ポイント減少したものの、3カ年平均は88.5%で財政の硬直化が進んでいる。

財政健全化の指標については、実質公債費比率は前年同率の7.5%、将来負担比率は地方債現在高の増加等により1.1ポイント悪化し89.2%となったが、早期健全化基準を下回っている。

今後、少子高齢化による人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による景気の落ち込みは地域経済に大きな影響を及ぼすと予測されることから、町税等の自主財源と地方消費税交付金等の依存財源の減少が見込まれるため、歳入面において厳しい状況が予想される。歳出面においても、新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式への対応など新たな行政需要が発生しており、健全な財政運営に配慮しながら、地域経済の回復にも対応していかなければならない。

3. 令和3年度予算編成の基本方針

令和3年度予算については、これまでにない厳しい財政環境の中ではあるが、今後10年間の本町のまちづくりの在り方を定める（仮称）養老町まちづくりビジョン（以下「まちづくりビジョン」という。）の初年度となることから、基本構想の実現にむけて、**すべての事業について見直しを行い**、社会情勢の変化や住民ニーズを的確に捉え、特に、ウィズコロナ・ポストコロナの新たな生活様式に対応した取組を全庁的に進めていく。

（1）（仮称）養老町まちづくりビジョンの実現

基本理念の「人と地域を結ぶまちづくり」のもと、まちの将来像「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」を実現するため、まちづくりビジョンに掲げる5つの柱に位置付けられる施策・事業について、環境の変化を的確に捉え、効果的な推進を図ること。

○養老町まちづくりビジョンの施策の大綱（5つの柱）

- 1 魅力あふれる地域づくり
- 2 未来を担う人づくり
- 3 安心・安全な生活基盤づくり
- 4 活力あふれる基盤づくり
- 5 行政経営機能の強化

(2) 地域自治町民会議の設立と協働の推進

協働のまちづくりを進めるため、「地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例」に基づき、地域のことは地域で決められる新しい仕組み「地域自治町民会議」の設立を進めている。そのため、「協働の理念」の浸透を図るとともに、より多くの区域において自治町民会議の設立を促すような予算要求を行うこと。

また、設立された自治町民会議に対しては、その制度を最大限活用できる予算要求を行うこと。

(3) 持続可能な財政運営の推進

「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」を実現し、成果をあげていくためには、今後の社会環境の変化や新たな課題の発生等に対する必要な施策・事業の着実な推進と、財政健全化による持続可能な行財政基盤の構築の両立に向けた財政運営を進める必要がある。

令和3年度予算編成については、引き続き予算配分の方式により、令和2年度当初予算額をベースとして、各部局に予算配分を行う。

なお、全ての新規事業の一般財源は、既存事業の廃止や見直しにより捻出するため、各部局内で予算削減を完遂すること。

(4) 行財政改革の推進

第2次養老町行政経営改革プラン（平成30年度～令和4年度）で定めた基本方針を積極的に推進するため、その考え方を可能な限り予算要求に反映させること。

なお、以下の視点及び事務事業評価の結果から事業内容の見直しを行い、経費全般にわたって精査することとし、その結果を予算要求に反映させること。

- ① 効果を上げるために最小限の経費となっているか。
- ② 不要・不急のものはないか。
- ③ 類似事業で統合できるものはないか。
- ④ 過剰なサービスになっていないか。
- ⑤ 外部委託することにより、経費を節減できるものはないか。
- ⑥ 委託しているもので、自前でできるものはないか。
- ⑦ 公平性の観点から、受益者負担を求めるものはないか。
- ⑧ 人員削減を想定した予算要求となっているか。

(5) その他の留意点

・補助金の見直しについて

各種団体等に対する補助金は、原則4年で見直しを行うこととされているが、引き続き「補助金等の見直しの視点及び交付に関する基準」に基づき、その補助金の必要性、金額の妥当性等について検証を行うこと。

・事業計画について

予算見積にあたっては、年間の事業計画を十分に検討し、所要額を見積もること。

また、行政需要の多様化、複雑化に伴い、複数の部課に関係する事務事業については、事前に関係課と協議を済ませておくこと。